

2021年2月号から「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」を連載しています。公務員技術者等にとって避けることができない訴訟へのリスクについて理解を深めていただくことができるよう、事例の紹介、分析や制度の解説等を掲載していきます。

公務員技術者の訴訟リスク

公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～ (7)

とまり
泊
ひろし
宏*

「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」の第3回(2021年6月号)で「公務員の主な訴訟リスク」として、公務員個人が責任を問われる場合について、制度の面から類型化してお示しし、さらに第4回(2021年9月号)～第6回(2022年3月号)において「国家賠償法」「弁償責任制度」「住民監査請求・住民訴訟」について解説しました。

「民事訴訟」「刑事訴訟」については、第2回(2021年4月号)、第3回(2021年6月号)で概要をお示ししたところですが、今号で改めておさらいするとともに、補足します。

次に、「想定される事例」として「浸水被害の賠償責任を問う」を取り上げます。管理瑕疵に関して、住民が民事訴訟により市職員個人に損害賠償を請求する訴訟を提起しようとし、その後、国家賠償法により市に対して訴訟を起こした事例です。

民事訴訟

1) 概要

私人と私人との間の紛争や利害の衝突について、民法などを適用して解決するための訴訟手続きである。民事訴訟法の手続きに従って審理される。

2) 主な流れ

- (1) いずれか一方の当事者が裁判所に書面で訴えを起こし、これが受理されることで裁判が始まる。この訴えを提出した側が「原告」となり、

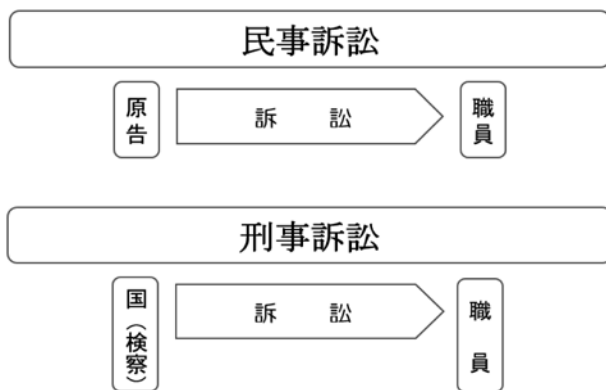


図-1 民事訴訟と刑事訴訟

相手側が「被告」となる。民事訴訟では、基本的には誰でも原告として訴訟を提起することができる(図-1上)。

- (2) 刑事訴訟と異なり、原告・被告に関わる弁護人を含めて、何らかの強制力や特別な捜査権限を持っているわけではなく、対等な立場で裁判に臨み、原告と被告の双方が証拠を出し合い、主張をしていくこととなる。
- (3) 訴状、答弁書、口頭弁論、証人尋問、証拠調べなどにより、原告と被告によって主張された事実が本当に存在するのか、提出された証拠や主張を法律や過去の判例にあてはめて裁判所が認定をするとともに、紛争を解決するための判決を下すこととなる。
- (4) 損害賠償を求める民事訴訟の場合、原告の主

*一般社団法人 全日本建設技術協会 専務理事

張が認められれば、判決において、被告に対し賠償金の支払いが命じられることとなる。

3) 和解

民事訴訟の場合、訴訟の途中で裁判官から提案を受け、話し合いを重ねて紛争解決に至ることがある。最後に和解条件をまとめた書類を「和解調書」と呼び、判決と同じ効力を持つ。

4) 公務員技術者に対する民事訴訟

公務員技術者が被告として提訴される民事訴訟として考えられるケースとして

- ①積算ミスや技術審査への不服等に起因する入札業者からの訴訟
- ②管理瑕疵（パトロールの見落とし、施設の老朽化、点検不足等）に起因する利用者からの訴訟
- ③地元対応（言った・言わないなど、説明不足に起因した施工に対する住民とのトラブル）に起因する住民からの訴訟
- ④その他（職場内におけるパワハラや名誉毀損の慰謝料請求など）

などがある。

刑事訴訟

1) 概要

特定の人の犯罪を認定し、これに対して刑罰を科すための訴訟手続きである。刑事訴訟法の手続きに従って審理される。

2) 流れ

- (1) 民事訴訟と異なり、起訴するのは、国（検察）のみである（図-1下）。国（検察）が被告人を起訴し、求刑、有罪の立証活動を行う。
- (2) 検察が不起訴処分とした場合でも、一般市民からの告発等があれば、検察審査会において審査し、起訴相当、不起訴不当、不起訴相当のいずれかを議決する制度がある。
- (3) 刑事事件の判決では、有罪か無罪かの判断がされ、有罪の場合は刑罰（罰金、禁固、懲役など）の種類や程度などの量刑が併せて言い渡される。

3) 和解

刑事訴訟に「和解」はない。

4) 公務員技術者に対する刑事訴訟

公務員技術者が被告人となる刑事訴訟としては、管理瑕疵による業務上過失致死傷などが考えられる。

想定される事例（その7）

「浸水被害の賠償責任を問う」

〈概要〉

梅雨期の集中豪雨があった日、A市職員のB主任は、水防担当当番として深夜まで業務を行っていた。業務の一環で、市内の河川の水位の状況に応じ、市が管理する樋管の開閉、排水機場の運転・停止等を行うこととなっていた。この日20時の時点で、C川（県管理）の水位は、D地区の樋管（市管理）を閉鎖する基準水位まであと10cmと迫り、さらに上昇していた。しかし、B主任は、水位が下降していると勘違いし、その後は、他地区関係の対応を行っていた。

D地区の住民から、樋管がまだ閉鎖されていないとの電話があったが、B主任は「樋管を閉鎖する必要はない。問題はない。」旨を回答した。その後、同じく水防担当当番だった課長補佐が、C川の水位が基準水位より高くなっていることに気が付き、23時にD地区の樋管を閉鎖した。しかし、それまでの間に、C川の水が樋管からD地区に逆流し、8戸が床下浸水となる被害が生じた。

D地区住民は、翌日、市役所を訪れ、なぜ樋管の閉鎖が遅れたのかを問いただした。これに対してB主任は「自分は、D地区の樋管以外にも多くの業務を抱えていた」旨を説明した。

D地区住民は、当日及び翌日のB主任の対応に不満を感じ、浸水による損害を賠償するよう、B主任を訴えると主張し、何度も市役所を訪れた。B主任は、自分が提訴された場合に向けて、弁護士に依頼し、準備を始めた。一方で、A市幹部が約半年間にわたり頻繁にD地区に足を運び、「市として対応する。職員個人を訴えるのは思いとどまってほしい」旨を説得した。この説得に応じて、D地区住民は、B主任

任に対してではなく、A市に対して損害賠償を請求する訴訟を提起した。その後、裁判所から和解案が提示された。A市は裁判で争わず、和解案に応じることとし、D地区住民にA市が和解金を支払うことで決着した。

〈解説〉

今回は、管理瑕疵に関わる事例である。

管理瑕疵に関する訴訟については様々な実例がある。例えば、道路関係では、落石、土砂の崩落、路肩の崩壊、路面の穴ぼこ・段差による転倒、側溝への転落、路上の落下物・障害物への衝突、ガードレール・防護柵の不全による事故に関するものなど多岐にわたる。河川関係では、堤防からの転落など日常的な利用に関する事故もあれば、出水時の施設操作に伴う被害、長期間にわたる河川改修の遅れに伴う被害を問うものもある。

これまで本連載で様々な訴訟リスクについて取り上げてきたが、管理瑕疵については、関心の高い読者も多いのではないだろうか。特に、管理課や出張所など、施設管理を担う部署に所属している読者は、常に管理瑕疵を意識しながら公務に当たっているのではないかとお察しする。しかし、工事の施工に起因する事故、イベントや式典での事故、大雨・大雪等の災害対応に起因する被害など、幅広く捉えれば、必ずしも管理関係部署のみの問題ではない。本事例は、大雨の対応に関するものであるが、災害対応や式典等は、所属部署にかかわらず、事務所をあげて対応するような場合もあるであろう。

管理瑕疵に関しては、国家賠償法（本連載第4回（2021年9月号）参照）に基づき、国や地方公共団体に損害賠償を求める場合がある。

一方で、過去には職員個人の刑事責任が問われた事案もある。豊浜トンネル事故では、国職員が業務上過失致死傷の疑いで書類送検されたが、不起訴となった。大蔵海岸陥没事故では、海岸を担当していた国職員と公園を担当していた市職員が起訴され、裁判の結果、有罪が確定した。

さて、本事例は、民事訴訟で職員個人に賠償責任を求めようとした事例である。本事例では、結果的に和解金を市が支払うこととなったが、職員個人が訴訟への準備をしていた間の弁護士費用は、職員が支払うこととなった。仮に、市幹部の説得に応じていなければ、住民は職員を相手に訴訟を提起し、職員個人が賠償責任を負うこととなっていた。

管理瑕疵に限らず、公務の遂行に伴う問題については、公務員個人ではなく、国や地方公共団体が組織として対応すべきではないのか、と考える読者も多いであろう。筆者も公務員だったときに、職員個人の責任が問われる事案に関わり、やりきれない思いをしたことが何度もある。しかし、これまでの連載で解説してきたように、制度的には公務員個人の責任を問うことが可能であり、実際にも問われているのである。

ご意見・ご感想をお寄せください

「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」へのご意見・ご感想を「会員だより」（本号95ページ参照）にお寄せください。